

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載
 【部門区分】第6部門第3区分
 【発行日】令和6年10月29日(2024.10.29)

【公開番号】特開2024-69698(P2024-69698A)
 【公開日】令和6年5月21日(2024.5.21)
 【年通号数】公開公報(特許)2024-092
 【出願番号】特願2024-49675(P2024-49675)
 【国際特許分類】

G 0 7 G 1/01(2006.01)

10

G 0 7 G 1/12(2006.01)

【F I】

G 0 7 G 1/01 3 0 1 E

G 0 7 G 1/12 3 2 1 K

【手続補正書】

【提出日】令和6年10月21日(2024.10.21)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

20

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

客の購入対象の商品を登録する商品登録処理を実行する登録装置と、前記商品登録処理に応じた商品登録情報に基づいて客の操作に応じて精算処理を実行する複数の精算装置とを有する商品販売データ処理システムにおける登録装置であって、

一取引に対応する商品登録処理の完了を宣言する宣言部と、

前記一取引に対応する情報を表示させる制御部と、を備え、

前記制御部は、前記宣言部による宣言に応じて、商品登録画面から小計画面の表示に切り替えるとともに、前記精算処理を実行させる精算装置を指定する操作子を含む操作画面を前記小計画面に重畳して表示させる

30

登録装置。

【請求項2】

前記制御部は、

前記精算装置を指定する操作子とともに合計金額を表示する

請求項1に記載の登録装置。

【請求項3】

前記制御部は、

前記精算装置を指定する操作子の表示にあたり、精算処理の実行が不可の精算装置に対応する像操作子については表示させない

40

請求項1または2に記載の登録装置。

【請求項4】

前記登録装置は、所定の複数の決済種別に対応する精算処理が可能であり、

前記制御部は、

前記精算装置を指定する操作子とともに、前記登録装置にて精算処理が可能の前記所定の複数の決済種別を表示する

請求項1から3のいずれか一項に記載の登録装置。

【請求項5】

前記制御部は、

50

前記操作画面の表示が消去された後において、前記小計画面にて配置される前記精算装置を指定する操作子に対する操作を可能とする

請求項 1 から 4 のいずれか一項に記載の登録装置。

【請求項 6】

客の購入対象の商品を登録する商品登録処理を実行する登録装置と、前記商品登録処理に応じた商品登録情報に基づいて客の操作に応じて精算処理を実行する複数の精算装置とを有する商品販売データ処理システムにおける登録装置としてのコンピュータを、

一取引に対応する商品登録処理の完了を宣言する宣言部、

前記一取引に対応する情報を表示させる制御部であって、前記宣言部による宣言に応じて

、商品登録画面から小計画面の表示に切り替えるとともに、前記精算処理を実行させる精算装置を指定する操作子を含む操作画面を前記小計画面に重畳して表示させる制御部

として機能させるためのプログラム。

10

20

30

40

50